

戦後から現在にいたる成人からの扶養(老親)請求事例一覧

『家庭裁判月報』65巻5号(平成25年7月)まで

裁判所名・年月日	申立人	相手方	審判要旨
1. 広島高裁 昭和26年2月13日 棄却差戻し (民集5巻3号47頁)	扶養義務者である妹	扶養義務者である兄	現に扶養をしている扶養義務者の意に反して扶養権利者を引き取って扶養したという事実だけでは、引き取った他の扶養義務者が自己のみで扶養費用を負担すべきものとする事はできないとした事例。
2. 東京高裁 昭和26年5月30日 (家月3巻7号37頁)	孫	父方の祖父	父方の祖父が窮乏している孫を扶助するべきであることは国民感情として是認せられているところであるから、扶養者と要扶養者の生活程度を比較考量して社会通念上適当と認められる程度に要扶養者が生活できるよう扶養者においてその扶養義務を尽くすべきであることはいうまでもないとした事例。
3. 東京高裁 昭和27年10月29日 (家月5巻4号82頁)	老親 71歳	子 皮膚科医師	老親に対する子の扶養義務については、「生活扶助義務」とする。抗告人である子どもの年収の割である3万6千円(月額3千円)の扶養料を命じた原判決はまことに相当であるとして、本抗告を棄却した事例。
4. 仙台家裁 昭和30年5月26日 (家月7巻7号53頁)	老母 67歳	次男とその配偶者	老母の扶養を条件として、亡父の遺産の全てを家督相続した次男の暴言・暴行によって別居せざるを得なくなった老母に対して、引取扶養を望む次男の主張を退け、金銭給付を命じた事例。
5. 盛岡家裁花巻支部 昭和31年12月15日 (家月8巻2号68頁)	継母	子	相手方である子は、扶養義務関係にはないものの一親等で姻族の関係にあり、家督相続をして資産のほとんどを所有した者であるので、申立人の要扶養状態を考慮し、必要な経費を算定した上で、金銭扶養を命じた事例。
6. 東京家裁 昭和34年2月13日 (家月11巻6号130頁)	老母(72歳)	長男	次男と同居する老母の生活費が不足していたため、老母を次男宅に置き去りにした長男に対して、生活費の五分の三を扶養料として支払うよう命じた事例(長男が亡父の遺産を家督相続)。
7. 東京高裁 昭和35年9月15日 (家月13巻9号53頁)	老父	子	債務を負担し、扶養能力がないとの父親の主張を斥け、子が大学を卒業するまでの扶養料の支払を認めた事例。成人に達した子への生活保持義務的判断。
8. 東京家裁 昭和36年5月6日 (家月14巻5号160頁)	老母(51歳)	長女とその配偶者	充分な生活資力を持っている夫の配偶者である長女に対して、生活扶助・医療扶助を受けている老母に対して、その地相当の生活を維持するために必要な生活費と医療費の一部を支払うように命じた事例。
9. 大阪家裁 昭和38年5月7日 (家月15巻8号103頁)	老母(69歳)	養女・婿養子	亡父後実弟宅に同居し、同人の扶養を受けている老母が養女とその婿養子に対して扶養を命じた事例。
10. 岐阜家裁 昭和38年6月5日 (家月15巻9号211頁)	老母(78歳)	次男	数人の扶養義務者である子がいる場合において、感情的対立のもつれがあるものの、生活費の支給を断った次男に対して扶養義務を負わせた事例。
11. 大阪家裁 昭和38年7月24日 (家月15巻11号118頁)	長男	長女(参加人) ・老母	数人の扶養義務者である子に対し、申立人及び相手方の参加人に対する関係と感情をも考慮した上で、金銭給付を命じた事例。
12. 福岡家裁 昭和38年10月14日 (家月16巻3号117頁)	老父	長男・次男 ・長女	扶養義務者である子が数人いる場合、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力、父子間の感情的対立関係その他一切の事情を考慮して、それぞれに金銭扶養を命じた事例。
13. 大阪家裁 昭和38年11月16日 (家月16巻5号165頁)	四男	三男・長女	父母と同居、生活を共にしている四男が申立人、長女と三男を相手にして争った扶養請求事例。
14. 福島家裁 昭和39年10月23日 (家月17巻1号116号)	老母	長男・次男	老母の希望どおり次男には老母の取引扶養を、家業たる農業を継いだ長男には米・味噌の現物給付に合わせて若干の生活費の負担を命じた事例。

15. 和歌山家裁 昭和 39 年 11 月 30 日 (家月 17 卷 2 号 51 頁)	老母(76 歳) 脳出血のため 要介護状態	長男	老齡の親に対する成熟者の扶養の程度は子は従来の生活にある程度即ち従来の社会的な生活、社会的地位を害さない範囲で生活を節してそれによって生じた余裕を老齡の親に対する扶養に充てるべきとした金銭扶養の事例。また長女は申立人看護のために労力を提供することが推察できるので、金銭の負担はしなくてよいとされた事例。
16. 大阪家裁 昭和 40 年 3 月 20 日 (家月 17 卷 7 号 132 頁)	長男	長女	扶養義務者が全員老母の引取扶養を嫌う事案において、申立人が亡父の遺産を単独相続したことから、一部の者に引取扶養を、他の者には金銭扶養を命じた事例。
17. 新潟家裁柏崎支部 昭和 40 年 4 月 20 日 (家月 17 卷 5 号 73 頁)	父母を同じくする兄	母を異にする兄	諸般の事情を考慮して実兄に、引取扶養を命じた事例。公的扶養による方法が特に望ましいが、即時に実現することが困難であれば、実現までの間申立人の責任下で生活の維持を求めることは相当な方法。
18. 福島家裁 昭和 40 年 4 月 28 日 (家月 17 卷 8 号 45 号)	老母	長男・次男 ・三男	三男に引取扶養を、長男と次男とに金銭扶養を命じた事例。
19. 大阪家裁 昭和 40 年 7 月 9 日 (家月 18 卷 1 号 77 頁)	老父	長男・長女 ・次女	老父のさしあたっての小遣金として金銭扶養を命じた事例。
20. 福岡家裁小倉支部 昭和 40 年 8 月 3 日 (家月 18 卷 1 号 85 頁)	老母 (71 歳)	長男	相手方は〇〇専門学校卒業という高等教育まで受けさせ養育している等の事情を参酌すると、生活保持義務の範囲において申立人の扶養をするのが相当とし金銭扶養を命じた事例。
21. 大阪家裁 昭和 41 年 9 月 22 日 (家月 19 卷 4 号 100 頁)	三女	長女・次女	精神障害をもつ扶養権利者に対して、兄弟姉妹間での金銭扶養を命じた事例。
22. 広島家裁 昭和 41 年 9 月 26 日 (家月 19 卷 5 号 88 頁)	老母 (66 歳)	長男・次女	成年の子と親とのいわゆる親族扶養では、義務者が自己の生活を維持した上でなお余力がある場合にのみ扶養義務があるとし、金銭扶養を命じるものであるが、当事者の生活状態・社会的地位・教育程度・資産収入等を考慮して、名望・有職者としてかなりの社会的地位を有する老母の地位対面を維持するのに一般老齡者の生活費以上のものが必要とされた事例。
23. 東京家裁 昭和 42 年 3 月 17 日 (家月 19 卷 10 号 144 頁)	老母 (63 歳) 高血圧 リュウマチ	長男	親族扶養における具体的扶養義務は扶養義務者の職業、社会的地位に応じた文化的生活をした上で、経済的余裕がある場合に負担すべきものと解されるところとして、金銭扶養を命じた事例。
24. 大阪家裁 昭和 42 年 7 月 9 日 (家月 20 卷 1 号 105 頁)	老母	長男	申立人の生活費用不足分を負担しても、相手方の生活には余裕があり、社会的体面を損なうほどの負担とはならないとして、金銭扶養を命じた事例。
25. 東京家裁 昭和 43 年 11 月 7 日 (家月 21 卷 3 号 64 頁)	老父	長女	老齡の親に対する成熟子たる子の具体的扶養義務は、子である扶養義務者が従来の社会的地位に応じた文化的生活をした上でなお経済的な余裕がある場合に負担すべきものとした金銭扶養の事例。医療費もまた扶養料としての性格をもつことは法的に当然。
26. 盛岡家裁一関支部 昭和 43 年 11 月 20 日 (家月 21 卷 4 号 161 頁)	老母	長男	相手方はその社会的な生活水準、地位に影響を及ぼすことなく、その生活を切り詰めれば申立人の最低生活費を扶助するに足りるとして金銭扶養を命じた事例。相手方は大学教育を受け、資産を相続したことなどを考え合わせると金銭扶養が相当とした。
27. 鳥取家裁米子支部 昭和 44 年 4 月 11 日 (家月 22 卷 2 号 52 頁)	老親	長男	親が生活困難な場合には、自己、配偶者及び未成年子につき自己の地位・職業にほぼ相応した生活程度を維持し得る程度で、親の生活の扶助としてその扶養をなすべきことを原則とした事例 (生活扶助義務)。

28. 大津家裁 昭和46年8月4日 (家月24巻11号47頁)	妻	夫	親に対する扶養義務(扶助義務)と、未成熟子間の生活保持義務とは本来区別されるが、扶養権利者と生活保持権利者が同居し、事実上世帯を形成し相互に助け合って共同生活を営んでいる関係上その費用が婚姻費用に含まれると解する時は、その両権利者の扶養の程度・方法については扶養学算出において区別することなく同等に扱うのが相当とした事例。老親に対する扶養を生活保持的義務に接近。
29. 宇都宮家裁栃木支部 昭和46年11月18日 (家月25巻1号78頁)	老母(55歳) 小康状態	長男	老齢の親に対する相手方の扶養の程度は、従来の生活をある程度即ちその社会的環境、社会的地位を害さない範囲で生活費を節約して、それによって生じた余裕を老齢の親に対する扶養に充てるべきとして、申立人が別居するのに必要な住居の移築と金銭扶養を命じた事例。
30. 福岡家裁 昭和46年12月23日 (家月25巻4号54頁)	継老母(71歳)	子	親が生活困難な場合には、自己、配偶者及び未成熟子につき自己の地位・職業にほぼ相応した生活程度を維持し得る程度で、親の生活の扶助としてその扶養をなすべきことを原則とした事例(生活扶助義務)。
31. 福岡高裁 昭和47年2月10日 (家月25巻2号79頁)	父親 (医師)	子	離婚により親権者とならなかった親も、他方の親の親権下にある成年の子を扶養する義務を負う。子が大学を卒業するまでに必要な費用の一部をも負担すべき義務があると認めるのが相当とした事例。
32. 新潟家裁 昭和47年5月4日 (家月25巻6号150頁)	老父	長男・次男 ・三男	申立人は就業して収入を得ることが可能であるにもかかわらず、就労意欲がないため生活費に不足をきたしている状況や、これまでの関係を考慮して、扶養の申立を信義則に反するとして却下した事例。
33. 釧路家裁 昭和47年12月26日 (家月25巻8号60頁)	老父	長男他5名	申立人を扶養するために、相手方はその社会的地位に相当した生活を破壊しない範囲でその支出を切り詰める必要がある場合もあるし、相手方が申立人を扶養することにより一切の貯蓄もできないような状態になることも避けなければならないとして、金銭扶養を命じた事例。
34. 東京家裁 昭和48年11月1日 (家月26巻5号92頁)	次男	長男	扶養義務者が老母に対する引取扶養を拒否している事案について、要扶養者は老人ホームでの生活を継続することとして、扶養義務者に対してその費用(保証金・入所金・毎月の寮費)を分担して支払うよう命じた事例。
35. 神戸家裁 昭和48年11月27日 (家月26巻8号63頁)	四男	長男・次男 ・次女・六男	老齢の親に対する扶養の程度方法について、扶養義務者各自の扶養料の分担額を定めるとともに、一部の扶養義務者が従来負担した扶養料の求償について、他の扶養義務者に支払を命じた事例。
36. 大阪高裁 昭和49年6月19日 (家月27巻4号61頁)	老母	長女	老親に対する子の扶養義務は、生活扶助の義務としての性質を持ち、扶養義務者の社会的地位、収入等相応の生活をした上で余力を生じた限定で分担すれば足り、原告人の生活費としては生活保護基準額を参考にするのが相当として金銭扶養を命じた事例。
37. 東京家裁 昭和51年2月2日 (家月28巻10号76頁)	甥	養女	老母(71歳)を置き去りにして扶養義務を全く果たさない養女に対して、医師の診断を仰ぎ入院させた甥が、扶養義務者として指定された事例。
38. 東京家裁 昭和51年12月1日 (家月29巻4号129頁)	養親(87歳) 脳溢血のため倒れ、要介護状態	養子	両者の関係は破綻しているものの、法律上なお養親子関係が係属しているため、その破綻の程度に応じて相手方の扶養料負担の程度を考慮するという金銭扶養を命じた事例。
39. 東京家裁 昭和52年10月25日 (家月30巻5号108頁)	老母	長男	扶養権利者が死亡した場合は、審判において認定された扶養請求権の始期から死亡までの分につき債権は相続の対象になるとして原告人に権利者の死亡までの扶養料の半分を相手方に支払うように命じた事例。介護サービスの提供を労務の現物給付による扶養と認定した事例。

40. 松江家裁木次支部 昭和 55 年 4 月 24 日 (家月 34 卷 5 号 60 頁)	次男	長男	申立人の次男が相手方の長男に対して、特別養護老人ホームに入所している老父の引取を要求した事件で、老父が福祉施設での生活に納得している状態を考慮して、申立を却下した事例。
41. 広島高裁松江支部 昭和 55 年 7 月 21 日 (家月 34 卷 5 号 57 頁)	(原告人) 次男	長男	特別養護老人ホームに在園中の要扶養者(父)の次男から長男を相手方として次男宅への引取扶養を申立てた事案について、要扶養者らの意見、従前の人間関係、老人ホームと次男宅の物的・精神的環境、介護能力、地理的關係等を総合的に比較考慮し、引取扶養を相当でないとした事例。次男宅は境市の団地の3階であることなどから、父の歩行能力に照らすと寝たきりあるいは閉じ込めりきりになる可能性が極めて高いという判断によるもの。
42. 仙台家裁 昭和 56 年 3 月 31 日 (家月 33 卷 12 号 73 頁)	老母 80 歳	子ら 7 名	80 歳の母につき、その子の一人に引取扶養を、他の子らに生活保護基準をも勘案して金銭給付を命じた事例。
43. 和歌山家裁妙寺支部 昭和 56 年 4 月 6 日 (家月 34 卷 6 号 49 頁)	継母	長男	遺産分割の際、被相続人の実子が、遺産の大半を取得するとともに、継母を扶養することを約したことなどを考慮し、実子に継母の扶養を命じた事例。
44. 神戸地裁 昭和 56 年 4 月 28 日 (家月 34 卷 9 号 93 頁)	扶養義務を負わない第三者	扶養義務者	扶養義務を負わない第三者が要扶養者を事実上扶養した場合には、扶養義務者の全員又は任意の一人に対して、不当利益あるいは事務管理としてその立替扶養料の全額を請求することができ、扶養義務者は、連帯してその全額を支払う義務があるとした事例。
45. 大阪家裁 昭和 59 年 3 月 31 日 (家月 37 卷 1 号 129 頁)	てんかん症で独居している四男	他の兄弟	てんかん症で独居している申立人が、兄弟等に対し時々来訪し、身の世話をしてくれるように求めた扶養申立事件において、このような身上監護義務は扶養義務者が扶養権利者の身上監護に対し非協力的である場合、身上監護扶養は扶養義務者に長期にわたる労働の提供を強いることになるから、法的義務として認められるとしても、直接強制はもとより、間接強制をすることも認められないとして、相手方が愛情に基づき自発的に申立人に対して身上看護を行ってくれることを期待するほかないとして申立人の請求を却下した事例。
46. 盛岡家裁 昭和 61 年 4 月 11 日 (家月 38 卷 12 号 71 頁)	娘	他の兄弟	かなりの痴呆症が目立つようになった母親(被相続人)を 10 年間にわたって看護してきたことによる寄与分として、盛岡看護婦・家政婦紹介所の協定料金を算定基準に、療養看護を経済的に評価(1,200 万円)した事例(申立人が職業的付添人ではない点、家族のために一般家事労働をなす余裕もあったことを考慮して、寄与分は盛岡看護婦・家政婦紹介所の協定料金の 60%とするのが相当)。
47. 秋田家裁 昭和 63 年 1 月 12 日 (家月 40 卷 6 号 51 頁)	老父母	七人の子	申立人である老父母は三男と同居し、一応の生活を維持しているとして、他の扶養義務者である子どもに各々金銭扶養を命じた事例。
48. 東京高裁 昭和 63 年 9 月 14 日 (家月 41 卷 1 号 126 頁)	子	老母	扶養権利者の母が就労可能であること及び扶養義務者の妻が出産予定であるといった状況において、扶養料の具体的金額は、具体的に事実が確定してから当事者の協議又は調停あるいは審判により定められるべきであって、単なる予測に基づいて扶養料を減額するのは相当ではないとした事例。
49. 大阪高裁 平成 2 年 8 月 7 日 (家月 43 卷 1 号 119 頁)	娘(薬科大学生)	父親(医師)	大学生と高校生の 2 人の娘が母親と離婚した父親に対し扶養料の支払を求めた扶養申立事件の即時抗告審において、父は医師、母は薬剤師であるという家庭の経済的、教育的水準に照らせば、原告人らが 4 年生大学を卒業すべき年齢時までいまだ未成熟子の段階にあるものとして理解するのが相当とした事例。

50. 広島家裁 平成2年9月1日 (家月43巻2号162頁)	老父	長男(内科医)	老父母に対する成熟子の扶養義務は、夫婦間及び未成年子に対する扶養義務と異なり、生活扶助義務であるとされているが、老親扶養は過去における養育の事実、相続権の有無、扶養義務者と扶養請求者とのこれまでの交渉の程度等の点を考慮すると、他の一般の親族扶養の場合と比較して、扶養の程度はやや異なり、生活保持義務的な配慮をすることも許されるとして、相当の金銭扶養を命じた事例。
51. 東京地裁 平成4年7月16日 (家月46巻1号151頁) 扶養契約	二男	老母	母と一緒に生活することを条件として父の遺産を単独相続した次男と母との本件生活費支払契約は、被告が原告に対し生活費の援助として支払うべき金額を具体的に定めたものであり、各年の給付額は生活費の援助として特に過大とはいえないから、親子間の扶養義務を具体化した契約としたその効力を認めることができるとした事例。
52. 神戸家裁 平成4年9月10日 (家月45巻11号50頁) 扶養契約	老母・長女 ・次女	長男	相手方(長男)が被相続人の妻らほかの共同相続人の将来の生活を保障するとの約定の下に遺産の全部を相手方に取得させる内容の遺産分割協議がされた事案において、その扶養義務の不履行を理由とする遺産分割協議の錯誤無効の主張を認めず、遺産分割審判申し立てを却下した事例。
53. 神戸家豊岡支 平成4年12月28日 (家月46巻7号57頁) 寄与分	子である 扶養義務者	子である 扶養義務者	被相続人に対する献身的介護は、親族間の通常の扶助の範囲を超えるものがあり、遺産の維持に特別の寄与貢献があったものと評価され、右看護は、申立人の妻として申立人と協力しあい、申立人の補助者または代行者としてなされたものと判断された事例。
54. 東京高裁 平成6年4月20日 (家月47巻3号76頁)	次女	長女	原審判においては、扶養権利者である老母は手続きに参加しておらず、また事実上にせよ同人から事情や意見を聴く措置もとられていない点から、原審判の手続き及びそれに基づく原審判は違法であるとされた事例。
55. 福岡高裁 平成11年9月3日 (家月52巻2号150頁)	老親	亡養子	養親の老後の世話及び家業の引継ぎ等を主な目的として養子縁組をしたことが推認されるが、養子が死亡した事により、その目的がほとんど達せられなくなったこと等から、原審判を取消し離縁を許可した事例。
56. 新潟家裁佐渡支部 平成12年3月7日 (家月52巻8号53頁)	事件本人の姪	-	扶養義務者が養子一人のみであるが、養子が数十年來事件本人と音信不通のため、近くに居住する3親等内の親族が自己を扶養義務者に指定し、かつ保護者に選任することを求めた事案において、申立人である親族に扶養義務を負わせてまで同人を保護者に選任しなければならないような特別な事情があるとは認められないとして申立を却下した事例。
57. 東京家裁 平成12年3月8日 (家月52巻8号35頁) 寄与分	次男の妻	長男	相続人の妻子による被相続人の介助が、相続人の履行補助者の立場にある者の無償の寄与行為として、当該相続人にとって特別の寄与があるものと認められるとし(親族としての相互扶助義務考慮による減価0.3)、寄与分を金170万円と認めた事例。
58. 広島高裁岡山支部 平成12年11月29日 (家月53巻4号48頁) 寄与分	長男	長女・次女	遺産分割・寄与分審判に対する即時抗告審において、原告人の即時抗告審における寄与分を定める申立が、家事審判規則103条の4第3項に該当するとして却下された事例。
59. 東京高裁 平成12年12月5日 (家月53巻5号187頁)	大学生の娘	父親	4年生大学に進学し、成人に達した子に対する親からの学費等の扶養の要否は、当該子の学業継続に関する諸般の事情を考慮した上で判断するべきであって、当該子が成人に達しかつ健康であることをもって直ちに当該子が要扶養状態にないと判断することは相当ではないとされた事例。

60. 広島高裁 平成 15 年 3 月 28 日 (家月 55 卷 9 号 60 頁)	被相続人の妻の弟	父方の従兄弟	被相続人を自宅に同居させて以来約 19 年間もの長期間、家族の協力を得て被相続人の療養、看護に努めてきた原告人の特別縁故は、相手方の被相続人の財産管理を中心とした特別縁故に比べるとこれよりは相当濃密なものであるとして、原審判を変更し、原告人に対する分与額を増額した事例。相続において、療養監護と財産管理とのバランスについて言及したもの。
61. 大阪高裁 平成 15 年 5 月 22 日 (家月 56 卷 1 号 112 頁)	子である扶養義務者	子である扶養義務者	扶養義務者である申立人の一人が、他の扶養義務者に対し、過去の扶養料の求償を求めた申立てを却下した原審判に対する即時抗告審において、過去の扶養料の求償権は具体的な財産権であることや、扶養権利者の要扶養状態、扶養義務者の扶養可能状態の事実調査が必要として原審判を取消し、差戻しを命じた事例。
62. 東京高裁 平成 17 年 3 月 2 日 棄却(確定) (家月 57 卷 11 号 55 頁)	子である扶養義務者(長男)	子である扶養義務者(二女、三女、二男)	83 歳の女性である被扶養者が、グループホームに入所する方法で扶養されるが、入所に中に要する費用のうち、被扶養者の収入額を超える部分を扶養義務者が負担するという事例。グループホームにかかる費用は月額 14 万 9,000 円。被扶養者の年金等の収入は月額 11 万 6,000 円。その差額 3 万 3,000 円を扶養義務者が支払う。 原審：東京家裁 平成 16 年 12 月 2 日 (家月 57 卷 11 号 64 頁)
63. 大阪家裁 平成 19 年 2 月 26 日 認容・一部棄却(確定) (家月 59 卷 8 号 47 頁)	子である相続人	子である相続人	被相続人に対する介護を理由とする寄与分の申立てに対し、約 16 カ月間の身辺介護にかかる寄与分を遺産総額の 3.2%強である 750 万円と定めた事例。(申立人は身体介助や入浴介助を介護報酬の基準を参考に試算し 3,775 万円を請求)
64. 新潟家裁 平成 18 年 11 月 15 日 認容(確定) (家月 59 卷 9 号 28 頁)	子である扶養義務者	子である扶養義務者	有料老人ホームに入居した老親の費用について、扶養義務者である子らが扶養能力の程度を詳細に分析しながら、検討した事例。子の老親に対する扶養義務は自らの社会的身分に相応しい生活をしてなお余力がある限りにおいて負う義務とし、余力のない者に対して負担を義務づけることはできないとした事例でもある。
65. 大阪家裁 平成 19 年 2 月 8 日 認容(確定) (家月 60 卷 9 号 110 頁)	相続人である子	相続人である子	被相続人に対する身上監護を理由とする寄与分の申立に対して、被相続人が認知症となり、常時の見守りが必要となった後の期間について、親族による介護であることを考慮して、1 日あたり 8,000 円程度と評価し、寄与分を 876 万円と定めた事例。
66. 東京高裁 平成 22 年 7 月 30 日 取消・認容(確定) (家月 63 卷 2 号 145 頁)	成人に達した大学生の子	離婚した父親	成人に達した子の親に対する大学在籍中の扶養料請求を認めた事例。成人に達した子の大学教育の費用を親が負担すべきであるとまでは言えないが、4 年制大学への進学率が高まってきており、相手方との話し合いで一定の支払いに応じるとの事を考慮すれば、成人の子に対する扶養料として支払い命令も相当であるとした事例。 原審：さいたま家裁越谷支部 平成 22 年 3 月 19 日
67. 東京高裁 平成 22 年 9 月 13 日 変更(確定) (家月 63 卷 6 号 82 頁)	相続人である子	相続人である子	被相続人に対する療養看護及び金銭援助を理由とする寄与分の申立が認められた事例。被相続人の入院中の看護や退院後 13 年余りの長期間にわたる介護は、被相続人の妻の履行補助者として長期にわたる看護や介護は、同居親族の扶養義務の範囲を超えて相続財産の維持に貢献したと認められるとした事例。 原審：静岡家裁沼津支部 平成 21 年 3 月 27 日